

県民意見提出制度実施要綱

第1 趣 旨

この要綱は、県政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、県民に開かれた県政の一層の推進に資するため、県の政策立案過程に広く県民等の意見を反映する「県民意見提出制度」（以下「本制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施主体

本制度の実施は、本制度の対象を所管する知事部局、企業局、教育委員会事務局及び警察本部の課室（以下「実施主体」という。）において行うものとする。

第3 対 象

- 1 本制度の対象は、県政運営に係る基本的な事項を定める方針（基本理念等を定める条例に係るものを含む。）、計画その他これらに類するもの（以下「基本方針等」という。）のうち、当該基本方針等を所管する部局の長が決定するものとする。
- 2 1の規定にかかわらず、迅速性、緊急性を要するもの及び軽微なものについては、本制度の対象としないことができるものとする。

第4 意見提出の時期

実施主体は、基本方針等の策定及び改定について、最終的な意思決定を行う前に、当該基本方針等の案を公表し、県民等から意見の提出を求めるものとする。

第5 基本方針等の案の公表

- 1 実施主体は、県民等から意見の提出を求める際、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 基本方針等の案
 - (2) 意見の提出を求める期間、提出方法及び提出先
 - (3) その他意見の提出に必要な事項
- 2 基本方針等の案を公表するときは、当該案を作成した趣旨、目的、背景等、県民等が内容を十分に理解し得る資料及びその入手方法もあわせて公表するよう努めるものとする。
- 3 1及び2に掲げる事項の公表は、県民情報センター及び地域県民センターに備え付けるとともに、県のホームページに掲載することにより行うこととするほか、必要に応じて次に掲げる方法を活用して、県民等に積極的な周知を図るよう努めるものとする。
 - (1) 県の発行する広報誌（紙）への掲載
 - (2) 報道機関への発表
 - (3) 県ホームページの新着情報・注目情報への登録
 - (4) メールマガジンによる配信
 - (5) テレビ・ラジオによるスポット放送
 - (6) 印刷物の配布
 - (7) 説明会の開催
 - (8) その他既存の広報手段

- 4 公表する基本方針等の案の内容が相当量に及ぶ場合は、全てを公表する必要はないものとするが、その場合、当該案の概要を公表するとともに、当該案全体の入手方法を明確にしておかなければならないものとする。

第6 意見の提出等

- 1 意見の提出期間は、2週間以上とし、県民等が意見を提出するために必要と判断する期間を考慮して、行政法務課と相談・調整の上、実施主体が定めるものとする。
- 2 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ及び電子メールによることとし、実施主体は必要に応じ、これらの方法に加えて、他の方法を定めることができるものとする。
- 3 実施主体は、県民等が意見を提出するに当たっては、意見を提出する者の氏名及び住所を明記させるものとし、当該意見と併せて意見を提出した者の氏名及び住所を公表することを予定している場合には、当該基本方針等の案を公表する際に、その旨を明示するものとする。

第7 意見の活用

- 1 実施主体は、基本方針等に係る最終的な意思決定を行うに当たっては、県民等から提出された意見を考慮するとともに、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 意見の概要及びこれに対する県としての考え方
 - (2) 基本方針等の案を修正した場合にはその修正の内容及び理由
 - (3) 策定又は改定後の基本方針等
- 2 実施主体は、提出された意見の中に、県民等の権利利益を害するおそれがあり、公表することが不適切と判断される情報が含まれている場合には、その全部又は一部を公表しないことができるものとする。
- 3 1に規定する公表は、第5の3に規定する方法により行うものとする。

第8 実施状況等の報告及び公表

- 1 実施主体は、本制度の実施に当たり、実施予定、実施計画及び実施結果を行政法務課に報告するものとする。
- 2 行政法務課は、この要綱に定める手続を行っている案件の一覧表を作成し、県のホームページに掲載するとともに、1の規定により報告された事項を取りまとめ、広聴広報グループに情報提供するものとする。

第9 実施の予告

実施主体は、基本方針等の案を公表する前に、基本方針等の案の名称、意見の提出期間、問い合わせ先を県のホームページ又は広報誌（紙）に掲載し、本手続の実施を予告するよう努めるものとする。

第10 一覧表の作成

行政法務課は、本制度の実施結果を取りまとめた一覧表を作成し、県民情報センター及び地域県民センターに備え付けるとともに、県のホームページに掲載するものとする。

第 11 その他

- 1 実施主体は、本制度の趣旨にかんがみ、第3の1に規定する対象に該当しないものであっても、本制度に準じて、県民等から意見を求めるよう努めるものとする。
- 2 実施主体は、本制度の実施に当たり、この要綱に定めのないものについては、行政法務課及び広聴広報グループと協議し、決定するものとする。

附 則
この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年10月25日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。